国史跡上人壇廃寺跡保存活用計画

概要版

上人壇廃寺跡の所在する須賀川市は、福島県のほぼ中央に位置します。市内の中央部を、那須火山群（通称：那須連峰）に端を発する東北地方で有数の大河である阿武隈川が北に流れ、それに合流する釈迦堂川や滑川などの河川が東西方向に流れています。

須賀川市が属する「岩瀬」郡は、古代は「石背」・「石瀬」・「磐瀬」と表記されていました。特に、今から 1300 年前の奈良時代の養老二（718）年に現在の東北地方南部にあった陸奥国から石背国・石城国が分置され、石背国の中心が石背郡にあったと考えられています。

上人壇廃寺跡は、この石背国が置かれた時期に創建された寺院跡です。これまでの発掘調査で、古代石背郡・石背国と関わりのある寺院跡と判明し、一辺約 80ｍの区画に、南門、金堂、講堂が一列に並ぶ特異な伽藍配置であることが明らかにされています。また、寺院内からは土師器・須恵器、瓦などのほか、全国的に類例が少ない奈良時代の六角形の瓦塔や平安時代の金鼓（鉦鼓）・経軸端などが出土しました。また、上人壇廃寺跡の東側を古代の官道である東山道が南北に縦断していたと推定され、その周辺には郡衙（役所）の栄町遺跡や米山寺跡、官人集落や駅家の可能性を有するうまや遺跡などの石背郡衙関連遺跡群がこれまで確認されています。

平成 30（2018）年、国史跡指定から 50 周年を迎えます。今後、上人壇廃寺跡の歴史的な価値や意義を次世代に継承し、地域住民の郷土への愛着や誇りの醸成に努めていくため、史跡上人壇廃寺跡保存活用計画を推進します。

平成 30 年 3 月

福島県須賀川市

1．計画策定の沿革と目的

【沿革】

1961（昭和 36）年　東北本線複線化にともなう発掘調査を実施
1968（昭和 43）年　国の史跡に指定（10,763.53 ㎡）
1982（昭和 57）年　追加指定（2,861.22 ㎡）
2000（平成 12）年　追加指定（261.00 ㎡）

【指定説明（昭和 43 年の指定内容を原文のまま掲載)】

「昭和 36 年の発掘調査により、中門、金堂、講堂などと推定されている建築遺構が南北にならんで発見され、また、掘立柱建物跡なども検出され、それらを囲んで東西約 80 メートル、南北約 84 メートルの規模を持つ二重の溝がめぐらされていたことが判明した。現在遺跡の南端は東北本線用地としてけずられているが、金堂推定地の土壇をはじめ、主要な遺構は残されており、また六角瓦塔の破片の出土は希有な例である。

この寺は出土した古瓦類によれば、奈良時代から平安時代にわたり存続したものと考えられ、東北地方における地方寺院の実態を示す一つの例として学術的価値が高い。」

【計画の目的】

・史跡の適正な保存と有効な整備活用のありかたについて明らかにすること。
・史跡の有する歴史的な価値や意義を次世代に継承し、地域住民の郷土への愛着や誇りの醸成、地域活性化に寄与すること。

上人壇廃寺跡の位置と史跡の範囲

2．計画の対象範囲

上人壇廃寺跡の国史跡指定地と埋蔵文化財包蔵地を含む範囲について、計画の対象としました。

また、上人壇廃寺跡は、周辺に栄町遺跡やうまや遺跡など、陸奥国石背郡衙（郡家）に関係する遺跡が所在しているため、史跡地周辺の歴史的な環境を構成する遺跡群などをその対象に含めています。

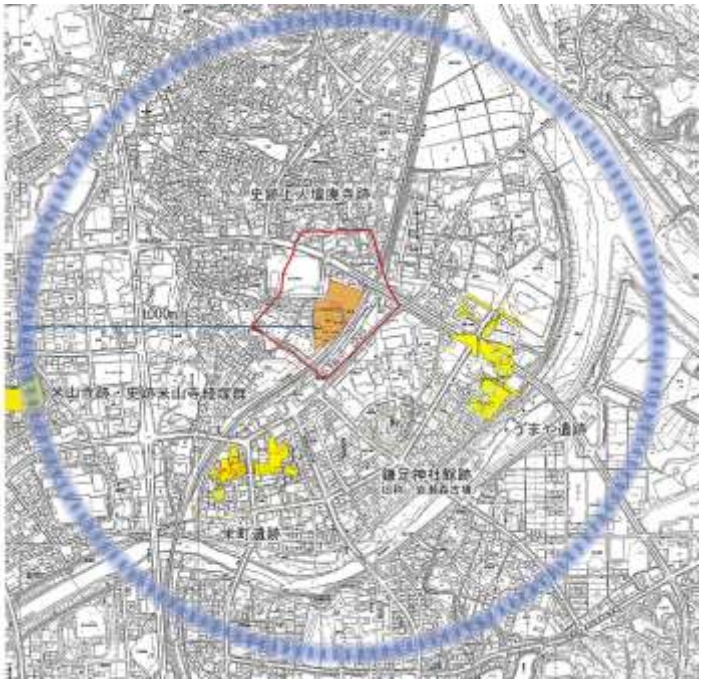

計画の対象範囲

3．発掘調査の概要

上人壇廃寺跡の発掘調査は昭和 36 年の東北本線複線化工事にともなう緊急調査、次いで昭和 50 年代の環境整備を目的とした遺跡の内容確認調査、そして平成年代の主要遺構の再度の確認調査の、大きく分けて 3 次にわたる調査が行われています。

これまでの調査で、8 世紀から 10 世紀にかけての寺院の内容が判明しています。一辺約 80ｍの区画溝や築地（ついじ）に囲まれた中に、南門・金堂・講堂が南北方向に一列に並ぶ伽藍配置で、9 世紀前半に北側の建物が火災に遭い、東側は築地から柵列（さくれつ）に変化しています。その後、10 世紀には寺院として使われなくなりました。

出土遺物は瓦や瓦塔などの瓦類、土師器・須恵器などの土器類、巻子装に用いた経典の軸止めである経軸端、打ち鳴らす鉦である金鼓、鎮壇具の可能性が高いガラス玉や勾玉など多くの遺物が出土しています。

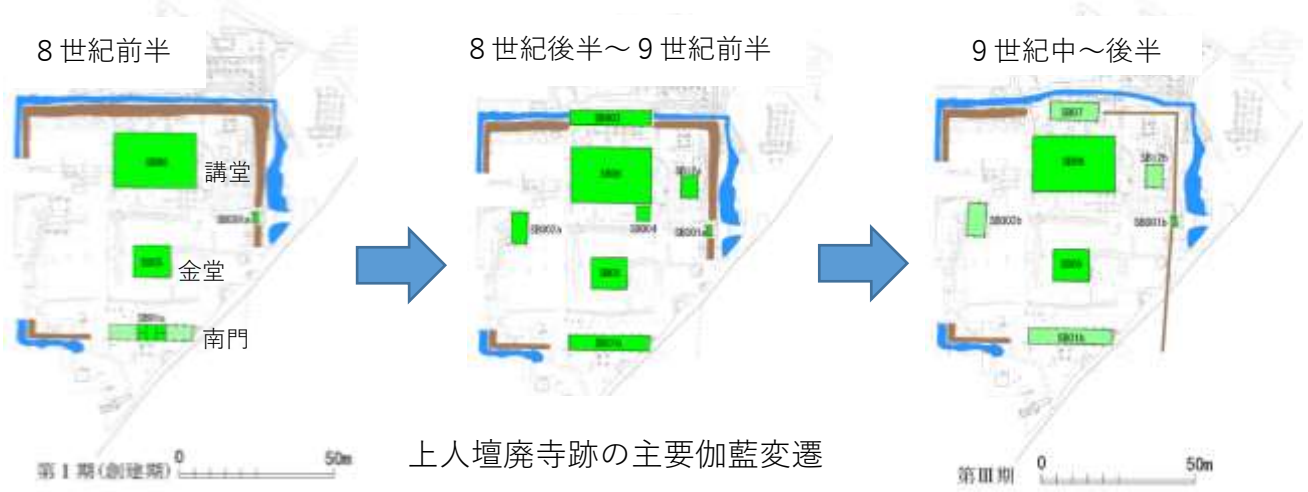

上人壇廃寺跡の主要伽藍変遷

出土遺物

灯明に使われた土器（土師器）

経軸端（巻子装の経典の軸止め）

金鼓

4．上人壇廃寺跡の価値

上人壇廃寺跡は昭和 36（1961）年の東北本線の複線化工事にともなう発掘調査で特徴的な伽藍配置や六角形の瓦塔・経軸端・金鼓など全国的に稀少な遺物などが確認されました。また、この発掘調査は福島県内で行政が主体となる黎明期の調査で、先人たちが残した古代の「石背」国・郡や「上人壇」を想起させる空間が現在まで残っています。これらをまとめた価値は以下の通りです。

―上人壇廃寺跡―

考古学的視点	歴史的視点	地理的視点
発掘調査の成果 （遺構・遺物）	石背国造 石背国 石背郡関連遺跡	東山道（陸運） 阿武隈川・釈迦堂川 （水運）
・地方寺院（郡寺）	・石背郡（石背国）中枢	・陸・水運の拠点

本質的価値

① 奈良時代から平安時代の東北地方における地方寺院の実態を示す高い学術的価値

- 伽藍配置
- 基壇建物跡・堀込地業建物跡・掘立柱建物跡・竪穴建物跡・区画溝跡・築地塀跡・瓦窯
- 柱列跡・竪穴建物跡・区画溝等

② 金鼓や経軸端など、寺院の荘厳を示す全国的に稀有な遺物が出土

- 瓦・土師器・須恵器・金属製品・石製品・ガラス製品等

③ 金堂と瓦塔が一体化した「塔」として象徴的な六角形の瓦塔が出土

- 基壇建物跡
- 六角形の瓦塔

＋

新たな評価の視点

①現代へと続く「上人壇」・「石背」の記憶

②須賀川市の文化財保護の原点となる史跡

③景観や地形など、当時のすがた　を今にしのばせる空間

5．大綱・基本方針

【大綱】

市民とともに育（はぐく）む古代寺院「上人壇廃寺跡」

【基本方針】

●上人壇廃寺跡の保存を第一として、未来へ継承する。
●市民・来訪者の憩いの場としての活用を図る。
●古代の石背郡に関わりのある遺跡を含めた情報発信や市民の活動拠点として活用する。
●上人壇廃寺跡の整備を行い、古の遺跡の特徴を表現する。
●眺望など古代に思いを馳せる空間として整備する。
●地域住民、市民、関連団体、行政が協働する管理運営の構築を目指す。

6．保存管理

【方向性】

・上人壇廃寺跡の保存と未来への継承を目指し、土地利用や開発行為に対する規定や地区ごとの構成要素を整理し、取扱基準を定めます。
・史跡公園としての整備計画にあたっては、盛土する等地下遺構が破壊されることのないよう遺構の保護に配慮します。

【地区区分の性格・現況・保存管理の取扱方針】

	Ⅰ地区（指定地）	**Ⅱ地区**（埋蔵文化財包蔵地）	**Ⅲ地区**（周辺エリア）
地区の範囲・内容	・史跡に指定されている範囲である。 ・講堂、金堂、六角形の瓦塔など、主要な遺構・遺物が発見されている。	・上人壇廃寺跡に含まれる、もしくは関連のある遺構・遺物が確認される範囲である。また、東山道の一部を含む。 ・今後の調査結果などにより、史跡の追加指定や公有化などの検討の可能性がある。	・上人壇廃寺跡と関連の深い栄町遺跡、うまや遺跡、米山寺跡・史跡米山寺経塚群・東山道（推定）など、石背郡衙に関連する遺跡がある範囲である。 ・また、今後の調査研究などにより、Ⅰ地区およびⅡ地区と一体的な保存活用が検討される。
現状	・全域が公有化されている。 ・樹木、土側溝がある。	・公共施設、宅地、道路、畑、工作物、電柱等がある。 ・公共施設、道路以外は民有地である。	・公共施設、宅地、農地、線路（JR東日本）、河川、水路、神社、宅地、農地、道路、電柱、塀などがある。 ・公共施設、道路、河川以外は民有地である。
保存管理・状況変更の取扱方針	・原則として、遺跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更を認めない。 ・遺構、遺物を確実に保存するとともに史跡の活用を図るための保存整備を推進する。	・地権者・管理者に遺構保存等について周知する。 ・建築・土木工事等、土地の掘削を伴う行為を行う場合は、事前協議を行う。 ・やむなく掘削行為を伴う行為を実施する場合は、試掘調査を行う。 ・重要遺構が発見された場合は、その保存協力を求め、追加指定を含めた保護措置をとる。追加指定後は公有地化を目指し、Ⅰ地区の扱いとする。	・地権者・管理者に遺構保存等について理解と協力を求める。 ・建築・土木工事等、土地の発掘を伴う行為を行う場合は、事前に現状変更等の届出及び事前協議、試掘調査を行う。 ・重要な遺構が発見された場合は、その保存の協力を求め、適切な保護措置を取る。 ・米山寺経塚については国の史跡に指定されていることから、Ⅰ地区と同様の保存方法とする。

7．活用・整備・管理運営

【活用の方向性】

・史跡の持つ価値を社会に伝え、その価値を学び、体験できる活用を目指します。

・上人壇廃寺跡を史跡公園として整備することで、市民はもとより、市外からの来訪者の憩いの場としての活用、市民による上人壇廃寺跡を活用した自主的なイベント開催や生涯学習、学校教育活動など日常的に利用される場となることを目指します。

・平成 30（2018）年は奈良時代の養老二（718）年に石背国が陸奥国から分置されて 1300 年、上人壇廃寺跡が昭和 43（1968）年に国の史跡に指定されて今年で 50 周年の節目の年であることから、上人壇廃寺跡に対する認知度を高める積極的な啓発活動を行います。

【整備の方向性】

・史跡指定地の遺物・遺構や埋蔵文化財の保護を前提とし、史跡を有効に活用するための整備を目指します。公有地の計画的な整備を図り、調査研究成果などに柔軟に対応できる整備を検討していきます。

・史跡公園としての全体的な整備に着手するまでには長時間を要することから、整備事業は短期計画、中・長期計画として段階的に進めることとします。

・公園化等の整備は須賀川市第８次総合計画や中心市街地活性化基本計画など、市の関係する計画を踏まえたものとします。

・人々が憩い、須賀川市の文化を継承する場として、周辺遺跡と連携した活用を図ることで、特色ある情報拠点としての整備を今後進めていきます。

【管理運営の方向性】

・上人壇廃寺跡の適切な保存管理と有効な活用を目指し、充実した体制を整えます。

・住民によるボランティアガイドの育成や史跡公園整備後の公園のありかたの検討、また、多くの人が訪れ、賑わいのある史跡公園を目指すための方法等を検討します。

・今後の調査研究及び普及啓発に向け、博物館や各有識者との連携、また古代官衙遺跡を有する自治体及び関連団体との連携を強めます。

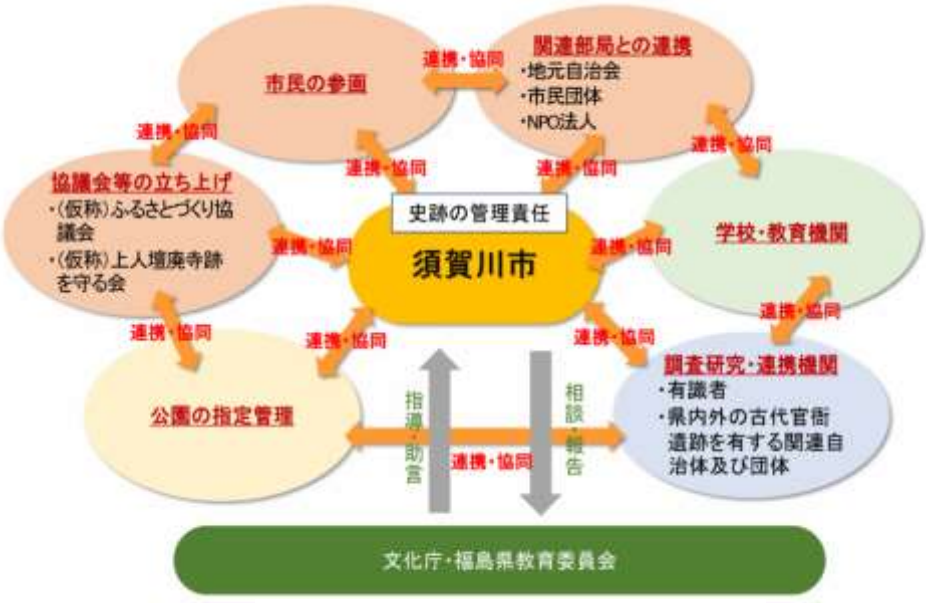

上人壇廃寺跡管理・運営体制図

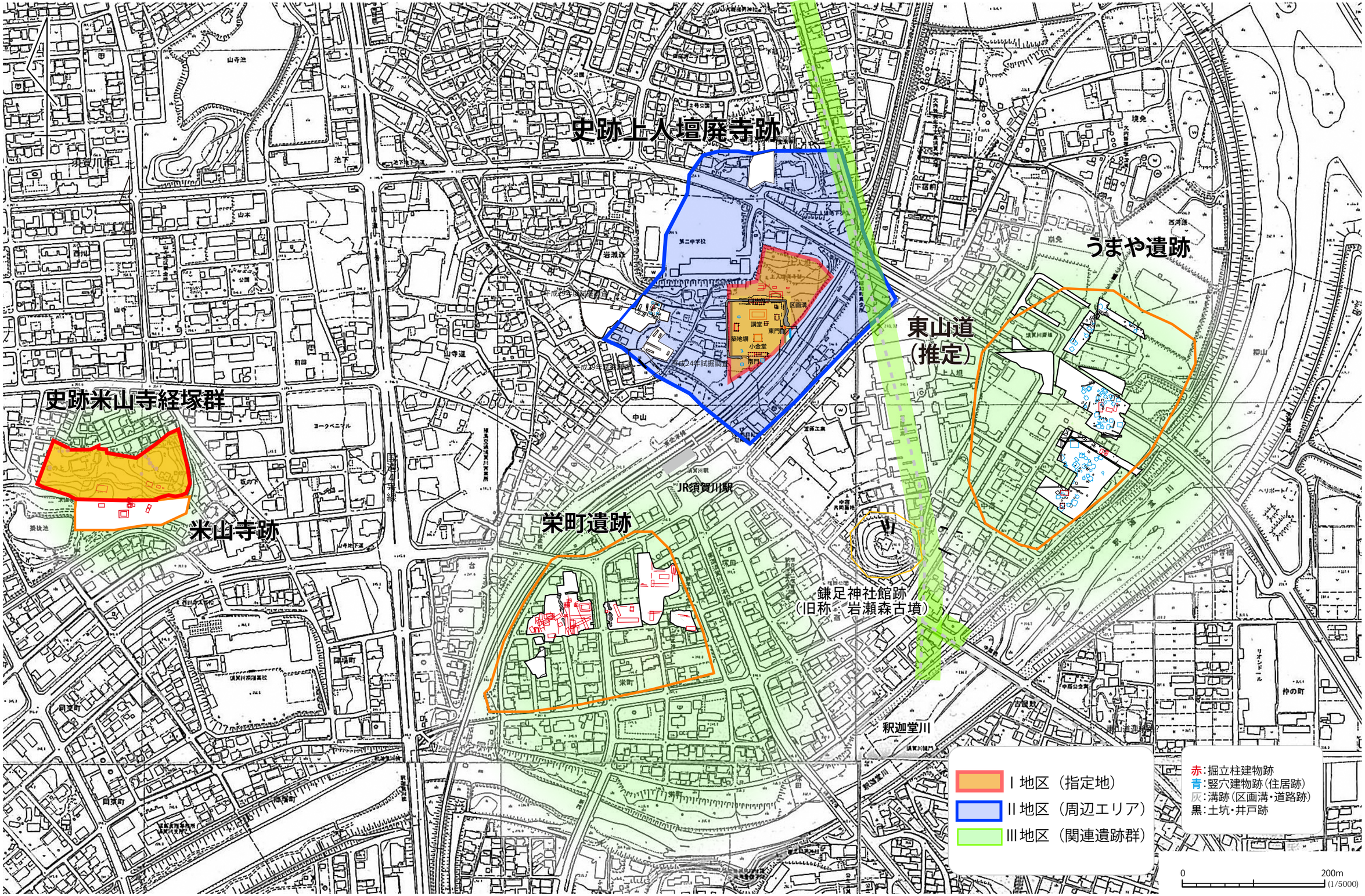

史跡上人壇廃寺跡と石背郡衙関連遺跡群の地区区分

■上人壇廃寺跡の現状と課題

保存管理

＜現状＞
・史跡指定地全域において公有化完了
・遺構は盛土保存（40~50 ㎝）
・年数回の除草を実施
＜課題＞
・雨水処理
・樹木・除草の管理
・周辺地域での継続的な発掘調査に基づく保存の方法

活用

＜現状＞
・市立博物館、須賀川市歴史民俗資料館での出土遺物の展示・公開
・説明板の設置
・須賀川知る古会や市立博物館開催の講座での活用
＜課題＞
・市民の関心度の低下
・隣接する須賀川第二中学校との連携不足
・景観や地形など当時のすがたを今にしのばせる空間の保全と活用

整備

＜現状＞
・整備はほとんど行われていない
＜課題＞
・整備の目的や効果を分かりやすく伝えるための周知が不足
・上人壇廃寺跡の価値を発信するサイン整備やガイダンス施設のあり方の検討
・JR 東北本線の鉄道、土側溝等の取扱
・アクセスの利便性

管理運営・体制整備

＜現状＞
・須賀川市が管理を行っている
＜課題＞
・専門職員や事務に携わる職員の配置が不十分
・庁内の連携強化
・市民の参画
・民間活力の導入

市民とともに育（はぐく）む古代寺院「上人壇廃寺跡」

基本方針

保存管理	活用	整備	管理運営・体制整備
上人壇廃寺跡の保存を第一として、未来へ継承する。	市民・来訪者の憩いの場として活用を図る。 古代の石背郡に関わりのある遺跡を含めた情報発信や市民の活動拠点として活用する。	上人壇廃寺跡の整備を行い、古の遺跡の特徴を表現する。 眺望など古代に思いを馳せる空間として整備する。	地域住民、市民、関連団体、行政が協働する管理運営の構築を目指す。

＜Ⅰ地区＞
・遺構・遺物、土地の形状を引き続き確実に保存
・地下遺構が破壊されないよう遺構の保存に配慮
＜Ⅱ地区＞
・発掘調査に基づく保存措置
・史跡の追加指定や公有化等の検討
・周辺の用地買収
・景観や植生の調査や保全
・保存区域・緩衝帯の設定
＜Ⅲ地区＞
・石背郡衙関連遺跡の継続的な調査研究
・Ⅱ地区同様積極的な保存を図る
・地域住民や地権者に遺跡の理解を得られるよう周知・啓発に努める
・米山寺経塚群はⅠ地区と同様な保存方法
・岩瀬森（鎌足神社）の緑地帯などの保全

○学習の場としての活用
・小・中学校と連携した「ふるさと学習」の実施
・副読本やパンフレットの作成
・講座や体験学習の開催
○市民活動の場としての活用
・協議会などによる活用促進
・ボランティアガイドの育成
・歴史講座の開催
・市民の自主的な利用の促進
○観光・交流及び情報の拠点としての活用
・古代石背郡関連遺跡群等と連携したガイドツアーの実施
・サイン・案内板の設置
・多言語化に対応した情報発信
・模型展示や ICT を活用した魅力発信
○調査研究の場としての活用
・周辺の関連遺跡群を含めた継続的な調査と公開
・古代官衙遺跡の情報共有及び人的交流の促進
・シンポジウム・講演会の実施
○憩いの場としての活用
・ガイダンス施設やトイレを整備し、人が集う場としての活用検討

＜Ⅰ地区＞
・標柱・説明板の設置・移転
・地形・空間の表現（AR・VR 整備、地形を俯瞰できるスペースの設置）
・植栽整備（当時の植生や眺望の整備、景観に配慮した植栽整備）
・園路の整備
・遺構の表現（平面的な表示・基壇の復元整備）
＜Ⅱ・Ⅲ地区＞
・ガイダンス施設の整備
・駐車場・トイレなど便益施設の整備
・Wi-fi 整備
・石背郡衙関連遺跡と連携したサイン整備
・多言語化へむけた整備
・アクセス道路の整備

・専門の職員の配置
・史跡の管理責任者としての保存管理の推進
・関連部局との連携（県教育委員会、文化庁、自治会、市民団体もしくは NPO 法人　等）
・協議会等の立ち上げ
・公園の指定管理
・学校・教育機関との連携
・他自治体・有識者及び研究機関との連携